

**日本学術振興会
若手研究者ワークショップ（ブラジル）
平成28年度 募集要項**

平成27年11月
独立行政法人 日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science)は、ブラジルサンパウロ州立研究財団(São Paulo Research Foundation: FAPESP)との覚書に基づき、人文学、社会科学を含む全領域において両国の研究協力を促進し、若手研究者の育成や研究者の自由な発想に基づく学術研究の支援を目的として、標記のプログラムを実施します。

このプログラムは、優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、研究者としてのキャリアの方向性を見定め、また、新しい研究領域の開拓に結び付くような共同研究のため、相手国を含む様々な機関に属する研究者同士のネットワーク形成を支援するものです。本会はワークショップ実施に要する経費を支援します。

2. 募集分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格

本プログラムの実施に当たり、採択決定後から平成28年度中に開催される若手研究者を対象とした日伯ワークショップの日本側コーディネーターを募集します。

3-1. 申請者

科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関(※)に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります)。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

3-2. 事業実施の体制

本プログラムでのコーディネーターは、ブラジルとのワークショップ実施にあたって日本側の研究者を代表する者として、参加する若手研究者の人選、プログラムの策定、経理管理、ワークショップの実施、実施報告等におけるコーディネート全般にかかる実質的な責任を負うものとします。

4. 採択予定件数

2件以内

5. 事業内容・事業期間・参加者

5-1. 事業内容

本事業で対象となるワークショップ及び日本側参加者は以下のとおりです。

(1) ワークショップ概要

本プログラムにおけるワークショップは、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間の連続した3日間以内(到着日、出発日は除く)とし、日本及びブラジルのどちらかで開催されるものとします。

(2) ワークショップの日本側参加者

①コーディネーター(上記3.に記載のとおり):1名

②メンター:3名以内

メンターは我が国の大学等研究機関に所属する常勤研究者又は常勤として位置づけられている研究者(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります)とし、ワークショップにおいて、自ら専門分野の講演を行うほか、若手研究者を導く指導的役割を十分に遂行できる能力と経験を有するものとしコーディネーターと同一所属機関のメンターは最大1名までとしてください。

③参加者:20名以内

対象となる参加者は、我が国の大学等研究機関に所属する若手研究者(常勤・非常勤の別を問わない)とし、平成28年9月1日の時点で博士号取得後10年以内の者とします。ただし、過去5年以内に(平成23年9月1日以降)に育児休暇等でキャリアを中断した者については、中断期間を考慮します。また、相手国の研究者と対等にディスカッションを行える程度の英語力を備えていることを条件とします。なお、参加者の2/3以上がコーディネーターとは異なる所属機関の研究者となるようにしてください。

(3) ワークショップのブラジル側参加者(参考)

コーディネーター1名、メンター3名以内、参加者20名以内とします。要件はブラジルFAPESPの定める通りとします。英文募集要項(FAPESP-JSPS Joint Research Workshop 2016 Application Guidelines)を確認してください。

(4) ワークショップ実施に係る注意事項

ワークショップの実施に当たっては、次の点を考慮してください。

- ① ワークショップの言語は英語とする。
- ② コーディネーター、メンターによる基調講演を含めること。
- ③ 若手研究者が自らの研究内容について発表できる機会(ポスターセッションや口頭発表等)を設けること。
- ④ ネットワーク作りの時間を設けること。
- ⑤ ワークショップに関連する研究施設の訪問を含めてもよい。
- ⑥ メンター、参加者の所属機関及び男女のバランスに配慮すること。

5-2. 参加者の募集

参加者の募集は、採用決定後、日伯コーディネーターが責任を持って行ってください。募集の際には、コーディネーターの所属機関のみならず、幅広く周知し、選考してください。

6. 本会支給経費・事業規模・経費の範囲・支給方法

6-1. 日本側支給額

ワークショップ 1 件につき 800 万円以内

*支給経費は、採用後に本会に提出される実施計画に基づき決定します。

6-2. 事業規模

本プログラムで申請することができる経費は、ワークショップの遂行に必要な研究交流経費及び業務委託手数料であり(各経費の詳細は下記6-3参照)、応募総額は、1件当たり年間 800 万円(研究交流経費の 10%以内の業務委託手数料を含む)以内とします。分野等に応じた適正な規模の応募も可能とし、応募総額の下限は設定しません。なお、査定に基づき申請された額から減額される場合があります。

6-3. 経費の範囲

ワークショップの実施に要する業務については、コーディネーターの所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。

申請可能な経費は、事業計画の遂行に必要な(1)研究交流経費、及び(2)業務委託手数料です。申請に当たっては、事業計画の実施期間における所要経費を計上していただきます。経費の使途の有効性を十分に検討し、適正な規模の経費を申請してください。

別途公表する経費の取扱手引き及び機関の会計関係規程等にしたがって、適切に管理執行してください。

(1)研究交流経費

①日本開催ワークショップ

- ・国内旅費:本会合、準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)に係る日本側コーディネーター、メンター、参加者の旅費
- ・開催経費:消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、レセプション経費、エクスカーション経費

②ブラジル開催ワークショップ

- ・外国旅費:日本側コーディネーター、メンター、参加者の往復国際航空運賃、滞在費
 - ・国内旅費:準備会(1 回以内)、整理会(1 回以内)に係る日本側コーディネーター、メンター、参加者の旅費
 - ・開催経費:消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会・整理会に係る会議費、雑役務費等日本国内で使用するものに限定する。
- *なお、ブラジル開催の場合は、国内旅費及び外国旅費の合計額が、研究交流経費総額の 50%以上となるようにしてください。

(2)業務委託手数料

本ワークショップ事業の業務遂行に伴い必要な経費として、研究交流経費の 10%の範囲内で業務委託手数料を計上できます。

7. 申請手続

日本側コーディネーターは本会へ次の書類を提出すると共に、ブラジル側コーディネーターは FAPESP へ所定の書類を提出してください。英文募集要項(FAPESP-JSPS Joint Research Workshop 2016 Application Guidelines)も確認した上で、英文申請書は日伯で同一のものをそれぞれ提出してください。日本とブラジルのどちらか一方にしか書類が提出されない場合、当該申請は無効となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類(紙媒体及び電子データ)

コーディネーターは、下記①の書類を整え、所属機関長へ提出してください。所属機関長は、申請書類を取りまとめ、下記②の書類を添付して、申請期間中に下記 15.にある本会研究協力第一課宛に郵送にて提出してください。なお、使用する用紙は全てA4判とし、両面に印刷の上、様式ごとに左上一ヶ所をホチキス止めしてください。

また、あわせて、同期間に提出書類の電子データ(Word 及びPDFファイル)を下記 15.の提出先宛に電子メールにて提出してください。なお、様式3のWordファイルに押印は不要ですが、PDFファイルについては押印済みのファイルを提出してください。

①受入研究者の準備する書類(所属機関へ提出)

- ・様式 1 申請書(和文) (原本 1 部、写し 3 部)
- ・様式 2 Application Form(英文) (原本 1 部、写し 3 部)

②機関において準備する書類

- ・様式 3 申請一覧(和文) (原本 1 部)

(2) 応募受付期間

平成 28 年 3 月 16 日(水)～平成 28 年 3 月 18 日(金) (本会必着)

[注]上記の受付期間は申請機関の長から本会に申請書類が提出される期限であり、受入研究者が申請機関の長に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので、注意してください。

8. 審査方針

審査に当たっては以下の観点に加え、開催地が妥当であるかどうかも考慮します。

①【若手研究者的人材育成と国際共同研究の推進に向けた取り組み】

- ・若手研究者が知識やアイデアを互いに共有し、将来世界的に活躍する研究者としてのキャリアパス形成の礎石となるような内容であること。
- ・新しい研究領域の開拓に結び付くような共同研究のためのネットワーク形成を支援。
- ・若手研究者の参加とワークショップの内容が相互に有機的に関連し、効果的に推進される計画となっていること。

②【学術的価値】

- ・ワークショップ計画やコーディネーターのこれまでの活動が日伯両国における当該研究領域にて高い水準のものであって、本ワークショップの開催により一層の発展が見込まれること。

③【相手国との交流の意義・必要性】

- ・ブラジルにおいて特に重要と認められる研究課題であり、かつ、ワークショップ開催を通して、日伯の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流す

る意義が明らかであること。

- ・ブラジルという国・地域とワークショップテーマの関連についての戦略性が明確な計画となっていること。

④ 【事業計画の妥当性】

- ・応募された経費の額と使途が、ワークショップの内容を踏まえた妥当なものであり、事業計画の遂行上、必要不可欠なものであること。
- ・参加者である若手研究者の選抜方針・基準、選抜方法が事業計画に沿った適切なものとなっていること。
- ・ブラジル側コーディネーターとの事前交渉が明確に行われており、ワークショップの目標達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっていること。

⑤ 【期待される成果】

- ・若手研究者が、将来、世界的水準の研究人材として活躍し、我が国の学術の振興に貢献することが期待される計画であること。
- ・本事業の実施を通して達成された研究成果が、我が国及び国際的な学術上の課題解決に資すること。

9. 選考方法と選考結果通知

(1)「総合領域」、「総合人文社会」、「総合理工」または「総合生物」に当たる細目を選択した場合は、審査を希望する領域を選んでください。(以下、分科細目コード表参照)

「分科細目コード表」<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>

(2)本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補課題を決定した後、対応機関との協議の上、採用・不採用を決定し、その結果を平成28年7月頃に所属機関長に通知します。

(3)書面審査の結果、不採用となった申請者に対しては、その旨を、平成28年7月頃に、審査における以下の区分によるおおよその位置づけとともに、代表機関長宛に文書で通知します。

- ・不採用A(不採用の中で上位)
- ・不採用B(不採用の中で中位)
- ・不採用C(不採用の中で下位)

10. 採用決定後の手続

本会は、代表機関長宛に、事業実施に必要な諸手続を通知します。コーディネーターは実施計画書を所定の期日までに提出してください。

11. コーディネーターの所属機関及び本人の義務

11-1. 業務委託契約の締結

コーディネーターの所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理・執行を行

ってください。

11-2. 成果の本会への通知と積極的公開

採用となったコーディネーターの所属機関は、本事業の実施に係るプログラム内容や成果を本会に通知するとともに、ホームページ等を活用し、事業計画の内容、経過、成果等を日本語及び英語(あるいはその他の外国語)によって社会に対して積極的に情報公開することにより、学術の国際交流の推進に協力する義務を負います。

本事業の実施により生じた成果物の権利について、本会は関与しませんが、成果発表に際しては、本会の助成を受けたことを明記する義務を負います。

また、本事業実施に際し、広報物を作成する際には、本会の支援であることを明記してください。

12. 申請に際する留意事項

12-1.

本会の国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙1「事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採用後、他事業で採用されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんのでご留意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採用決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認められません。

12-2.

本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがあるコーディネーターは、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にした上で申請してください。

13. 支給経費の適正な使用及び個人情報の取り扱い等

13-1. 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における不正行為(ねつ造、改ざん、濫用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙2「研究資金の適正な使用等について」をご参照ください。

13-2. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採択されたワークショップについては、コーディネーター、メンター及び参加者の氏名、職名、所属

部署名、所属機関名、ワークショップ名、実施計画及び報告書等が、本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

14. その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- (3) 本事業の研究成果の権利の帰属については、日伯のコーディネーターが我が国及びブラジルの法規を順守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。コーディネーターの所属機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規定等により定めておくようしてください。
- (4) 「『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)」(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)で提言されているように、研究者が研究活動の内容や成果を分かりやすく説明する活動(「国民との科学・技術対話」)への積極的な取組をお願いします。

15. 連絡先・申請書類提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 国際事業部
研究協力第一課 若手研究者ワークショップ(ブラジル)担当
電話:03-3263-1944(ダイヤルイン)
(照会受付時間:祝日を除く月～金 9:00-17:00)
E-mail: asia_seminar@jspo.go.jp

ブラジル側対応機関連絡先
São Paulo Research Foundation (FAPESP)
Dra. Vera Viviane Schmidt
Biological and Agronomical Sciences Area Director
E-mail: chamada_JSPS_workshop@fapesp.br

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

○双方の事業において重複して研究代表者となることが可能

△双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

甲欄	乙欄	(共同二国間交流事業セミナー)	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	若手研究者ワークショップ(ブラジル)
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	×	×	×	×	△
国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)	△	×	×	×	×	○
国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム)	△	×	×	×	×	○
災害からの回復力強化等に関する領域横断的研究協力事業	△	×	×	×	×	○
多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)	×	×	×	×	×	×
欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム)	△	×	×	×	×	○
日独共同大学院プログラム	×	—	×	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	—	×	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	—	×	×
頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム(H25採択まで・頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム)	×	×	×	×	×	×
若手研究者ワークショップ(ブラジル)	△	×	×	×	×	—

研究資金の適正な使用等について

2015年4月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

（1）不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（2）研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業について、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。

措置を決定したときは、原則として、措置内容を速やかに公表します。

また、振興会は、以下の（1）～（3）において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

（1）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

（2）前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）対象制度

（3）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（3）関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。